

平成二十五年六月六日提出
質問第九七号

生活扶助相当CPIに関する質問主意書

提出者
長妻
昭

生活扶助相当CPIに関する質問主意書

政府は、生活扶助相当CPIという指標を作成して、平成二十年指数一〇四・五と平成二十三年指数九・九・五を比べ物価がマイナス四・七八％として、それに相当する五百八十億円の生活扶助費の削減を決定した。そこで生活扶助相当CPIについてお尋ねする。

一 生活扶助相当CPIによる比較は、何を目的としているのか。その手法は現在、取りうる手段の中でベストなものと考えているのか。考えうる他の手段があればお示し願いたい。

二 生活扶助相当CPIの指数算式は、総務省統計局発行の「消費者物価指数の解説」に規定されている、通常のCPI算式である、基準時加重相対法算式（ラスパイレステ型）か否か。

そうでない場合は、統計学的に何型という算式か。

生活扶助相当CPIの算式の説明と同時に、ラスパイレステ型を採用しなかった理由を説明願いたい。

ここでいうラスパイレステ型以外で、政府が計算した前例があるか無いか、お示し願いたい。

三 平成二十年の指数を算出する際に、平成二十二年基準の品目とウェイトを使用しているのはなぜか。本来は平成十七年基準の品目とウェイトを採用して換算比率を用いて平成二十三年と比較するのが一般的だ

が、なぜ、そうしなかったのか。

四 生活扶助相当CPIの計算における平成二十年と平成二十三年に関して、共通の四百八十五品目それぞれについて、平成十七年基準と平成二十年基準それぞれのウエイトの差をお示し願いたい。

五 生活扶助相当CPIの計算は三菱総研に委託したと聞かすが、総務省統計局のラスパイレス型（平成二十年は平成十七年基準の品目・ウエイトを使用）でも計算しているのか。しているとすれば、その算式での平成二十年と平成二十三年で物価はどれだけ下がっているのか。

六 平成二十五年六月五日の衆議院厚生労働委員会で、村木局長は、「平成二十年のCPIの計算について、平成二十二年の直近の基準年の品目、ウエイトを使った」という趣旨の答弁をされている。であれば、なぜ、平成二十二年に増加した三十二品目を算入しないのか。そのデータがない、というお答えであれば、平成二十二年基準を使うべきでなく、通常通り、平成十七年基準を使うべきではないか。

七 同日の委員会で村木局長は「（平成二十年と平成二十三年で共通の四百八十五品目だけを比較すると）三十二品目を捨てる形になる。それは一長一短がある」との趣旨の答弁をされている。一長一短の長所と短所を分かりやすく説明願いたい。

八 生活扶助相当CPI対象品は、平成二十年と平成二十三年で、それぞれいくつか。その差はいくつで、差の内訳をお示し願いたい。また、品目数が異なるもの同士をそれぞれ平成二十二年基準ウェイトを使って比較する具体的手法についてお示し願いたい。それが適切と考えているか。

九 なぜ、平成二十年の指数では、本来生活扶助相当CPI対象五百九品目のうち、二十四品目を削除して四百八十五品目のみで計算しているのか。

十 いわゆるコアコアCPI（食糧及びエネルギーを除く総合指数）の平成二十年と平成二十三年を比較する算式が、生活扶助相当CPIの算式と異なる場合は、その相違点をお示し願いたい。

本質問に関しては、質問番号を束ねた回答ではなく、質問番号ごとに、具体的にご回答をいただくことを願います。

右質問する。